

広島県告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和二年広島県告示第四百二十四号で認可した河内都市計画下水道事業河内公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

河内都市計画下水道事業河内公共下水道

三 事業施行期間

平成三年九月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし